第9号議案

豊後大野市定住促進に係る空き家改修の補助に関する条例の制定について

豊後大野市定住促進に係る空き家改修の補助に関する条例を別紙のように定める。

平成26年2月28日　提出

豊後大野市長　橋　本　祐　輔

提案理由

定住の目的で市外からの転入者が空き家を購入又は賃借する場合において、入居の際に必要となる改修経費に係る補助制度を創設したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市定住促進に係る空き家改修の補助に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、豊後大野市（以下「市」という。）の区域外（以下「市外」という。）に居住する者が定住の目的で市の区域内（以下「市内」という。）に転入することに伴い、その住居として市内に存する空き家を購入し、又は賃借する場合において、当該空き家への入居に際し必要となる改修に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、人口の増加、地域の活性化等に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 定住　永く住むことを前提に市内に住所を有するとともに生活の本拠を置くことをいう。

(2) 空き家　豊後大野市空き家バンク登録制度要綱（平成 23 年豊後大野市告示第 191 号）に基づく豊後大野市空き家バンクに登録されている空き家をいう。

(3) 小規模集落　当該年度において、高齢化率（65 歳以上の高齢者の占める割合）が 50％以上の自治会をいう。

（補助対象者）

第３条　この条例の規定による空き家改修補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 豊後大野市空き家バンク登録制度要綱第 9 条第 1 項に規定する利用登録者であること。

(2) 平成 26 年 4 月 1 日以後に空き家の購入又は賃借に係る契約を締結し、当該住宅の所有者として登記をされた登記名義人（登記名義人が共有名義の場合は、その代表者）又は賃借人であって、次のいずれかに該当する転入者

ア　当該契約締結の日に引き続く当該日前の市外における居住期間が継続して 5 年以上である者

イ　当該契約締結の日前において市内に居住していた者（当該居住に係る転入の日が当該契約締結の日の 1 年以内であり、かつ、当該契約締結の日まで継続して市内に居住していた者に限る。）で、当該転入の日に引き続く当該日前の市外における居住期間が継続して 5 年以上である者

(3) 補助金の受領年度の翌年度から起算して 10 年以上引き続き定住することを誓約する者であること。

(4) 購入又は賃借する空き家の所有者（当該空き家の所有権を有する者をいう。以下同じ。）の 3 親等以内の親族でない者であること。

(5) 空き家の改修を市内に本店又は営業所等を有する業者により行う者であること。

(6) 市区町村税等を滞納していない者であること。

(7) 居住地をその区域に含む自治会に加入する者であること。

(8) 過去においてこの条例の規定による補助金の交付を受けたことがない者であること。

２　前項第２号に規定する場合において、当該転入者が市等が実施する研修制度で規則で指定するものの研修生であるときは、当該研修を正規に修了した場合に限り、同号の規定にかかわらず、当該修了の日から規則で定める期間内に空き家を購入し、又は賃借したものについて補助の対象とすることができる。

３　前２項に規定する場合において、空き家の購入に関し豊後大野市定住促進に係る持家取得の助成に関する条例（平成 26 年豊後大野市条例第　　号）の規定に基づく持家取得助成金の交付の適用を受ける場合は、前２項の規定にかかわらず、補助対象者としない。

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が市内に存する空き家を定住する目的で購入又は賃借し、当該空き家の改修を行う事業（賃借した空き家の改修を行う場合にあっては、当該空き家の所有者又は賃貸人の承認を受けたものに限る。）であって、補助金の交付決定を受けた日の属する年度と同一の年度内に完了する事業とする。

２　前項の規定にかかわらず、当該空き家の改修に係る工事金額が 50 万円未満の事業であるときは、補助の対象としない。

（補助金額等）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費とし、補助率は、２分の１以内とする。

２　補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) 空き家を定住する目的で購入し、当該空き家の改修を行う場合　80 万円（ただし、小規模集落の区域内に存する空き家を購入する場合にあっては、100 万円）

(2) 空き家を定住する目的で賃借し、当該空き家の改修を行う場合　40 万円（ただし、小規模集落の区域内に存する空き家を賃借する場合にあっては、50 万円）

（申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業に係る契約を締結したときは、契約締結後、規則で定める期間内に市長に交付申請をしなければならない。

（決定及び交付）

第７条　市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、当該申請による補助金を決定し、交付する。

（変更の承認申請）

第８条　前条の規定により決定を受けた申請者は、提出した書類の内容に変更が生じたときは、速やかに、市長に対し変更の承認申請を行い、その承認を得なければならない。

（調査等）

第９条　市長は、必要と認めた場合には、申請内容、交付状況等について調査し、又は申請者に対し報告を求めることができる。

（交付決定の取消し）

第１０条　市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
(2) 本人及びその属する世帯の他の世帯員全員が補助金の受領年度の翌年度から起算して10年以内に転居したとき。
(3) 本人及びその属する世帯の他の世帯員が補助金の受領年度の翌年度から起算して10年以内に当該住宅を取り壊し、又は売却したとき。
(4) 補助金の交付決定時において市の住民基本台帳に記載されていない者にあっては、規則で定める日までに転入しないとき。
(5) その他補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの条例の規定に違反したとき。

（補助金の返還命令）

第１１条　市長は、前条の規定による取消しをした場合において、既に交付した補助金があるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第１２条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。